

追加提案議案に対する質疑（要旨）

2007 年 6 月議会

2007/6/22

私は、ただいま追加提案されました、議案第 81 号、82 号について、質疑をいたします。

質問の第 1 は、県が締結した土地売買契約に関し提起された県を被告とする損害賠償請求訴訟について、1 審では、原告側の請求を棄却するという判決が出て、県が勝訴したにもかかわらず、原告がこれを不服として控訴した 2 審で、これ以上争わず、県が 1 億 2000 万円をも支払うという内容の和解勧告に応じるのはなぜか。

第 2 に、控訴審で原告は、知事公舎跡地から知事公舎の基礎と思われるものを含むコンクリートのがれきなどが出てきたとしているが、これは事実か、事実であればそれらを埋設したのは誰か。この知事公舎跡地は、県有地であり、当然その土地の利用や状況について、県は管理者として把握し、管理すべきであるが、そのような埋設物があることについて、県は承知していたのか。

第 3 に、提案のとおり、和解するとすれば、知事公舎跡地は、結局、総額いくらで売却したこととなるのか。それは、平米あたりではいくらか。また、当該地の近隣の土地の評価額は平米あたりいくらか。

以上、答弁を求め、質疑といたします。